

被災者生活再建支援制度(基礎支援金)の申請期限が延長されました

社会福祉課 ☎823-9207 FAX823-9627

平成30年7月豪雨災害によって居住する住宅が全壊するなどの被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために支給される被災者生活再建支援制度の基礎支援金の申請期限が1年間延長されます。

対象者となる人で、基礎支援金の申請をまだしていない人は相談してください。

申請期限◆令和元年8月5日→令和2年8月4日

※加算支援金の申請期限(令和3年8月4日)に変更はありません。

対象となる被災世帯◆平成30年7月豪雨災害時に町内に在住しており、次の条件に当てはまる世帯。

- 1 住宅が全壊または大規模半壊した世帯
- 2 住宅が半壊し、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- 3 住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

支給金額◆

世帯構成	基礎支援金		加算支援金	
	被害程度	金額(万円)	再建方法	金額(万円)
複数世帯 (2人以上の世帯)	全壊 または やむを得ず 解体	100	建設・購入	200
			補修	100
			賃貸住宅	50
	大規模半壊	50	建設・購入	200
			補修	100
			賃貸住宅	50
単身世帯	全壊 または やむを得ず 解体	75	建設・購入	150
			補修	75
			賃貸住宅	37.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150
			補修	75
			賃貸住宅	37.5

「やむを得ず解体」とは、「大規模半壊」または「半壊」した住宅、もしくは敷地に被害が生じた住宅で、そのままにしておくと危険が生じる、補修費があまりにも高額となるなどの相当の理由により解体した場合があります。

「賃貸住宅」については、公営住宅を除きます。

海田町長選挙および海田町議会議員補欠選挙の日程について

海田町選挙管理委員会

☎823-9202 FAX823-9203

11月15日(金)に任期が満了する海田町長の選挙および現在欠員となっている海田町議会議員の補欠選挙の日程について、次のように決定しました。

立候補予定者説明会

日時◆10月10日(木)10時～

場所◆役場3階会議室

立候補届出書類等事前審査

月日◆10月28日(月)

場所◆町選挙管理委員会事務局(総務課内)

選挙人名簿登録基準日・登録日

月日◆11月4日(月)

告示日・立候補届出日

月日◆11月5日(火)

立候補届出受け付け時間◆8時30分～17時

受け付け◆役場3階会議室 ※10時から17時まで
(は、町選挙管理委員会事務局(総務課内))

期日前投票

期間◆11月6日(水)～9日(土)8時30分～20時

場所◆役場ロビー

投開票日◆11月10日(日)

投票時間◆7時～20時

開票開始時間◆21時

開票会場◆海田公民館

社会福祉協議会 職員募集

海田町社会福祉協議会

☎820-0294 FAX820-0293

令和元年12月1日採用 ※採用内定者と協議の上、令和2年4月1日までの各月初日とすることがあります。

第一次試験◆書類選考

第二次試験日◆10月13日(日)小論文(第一次試験合格者のみ)

第三次試験日◆10月20日(日)面接等(第二次試験合格者のみ)

試験会場◆福祉センター

申し込み◆市販の履歴書に必要事項を記入のうえ、直接、または郵送により海田町社会福祉協議会に提出してください。

受付日時◆9月2日(月)～30日(月)(土・日曜日、祝日を除く)
8時30分～17時15分

※郵送受付は9月30日(月)17時15分必着

募集職種	受験資格(年齢は令和2年4月1日現在)	採用予定人数
地域福祉等職員	・36歳未満 ・社会福祉士(採用までに取得見込みを含む) ・普通自動車運転免許(AT限定可)を有する者(採用までに取得見込みを含む)	1名

※詳しくは海田町社会福祉協議会まで問い合わせてください。